

Aichi

あいちの学童保育

県連協ニュースNo. 10号
2019年2月12日発行
愛知学童保育連絡協議会
TEL:052-872-1972 FAX:052-308-3324
Email:aichigakudou@gakudou.biz
http://gakudou.me/aichikenrenkyou/

集まれ！日本福祉大学 あいち学童保育研究集会

3月3日（日）、第35回あいち学童保育研究集会を開催します。要綱チラシ、ポスターは届きましたでしょうか。今回は会場決定が遅れ、大変お待たせすることになりました。急ぎ呼びかけましょう。

会場は日本福祉大学美浜キャンパスに決まりました。2006年の全国学童保育研究集会が行われた会場ですので、懐かしい！と思われる方もいらっしゃるでしょうか。遠いと感じるかもしれませんが、金山駅から名鉄知多奥田駅まで約45分、駅を降りたら広大なキャンパスが見えますので迷いません。また、今回は駐車スペースが広くありますので、車での参加も可能です。ただし台数に限りはありますので、必ず事前に登録をお願いします。あまり多い場合は申し込みを締め切りますのでご了解願います。

午前の部

9:45～12:00 全体会

記念講演

①吉葉研司さん

大切にしたい「学童期」の放課後の質、そして学童保育
-秘密基地・駄菓子屋・近所のおばちゃん-

②石原剛志さん

学童保育の役割と未来 -歴史から考える-

③木全和巳さん

一人ひとりを大切に

-発達障害のある子どもと学童保育の役割-

今回、3つの会場で記念講演を行います。事前申し込みで希望の記念講演をご記入ください。第35回のキャッチコピー **もう一步先へ みんなで考えよう 未来の学童保育のカタチ** に、ふさわしいテーマの講演ばかりです。

午後の部

13:00～16:00 分科会（22分科会＋子ども会議）

月2回の実行委員会で「どんなことを交流したい？」「みんなが知りたい、悩んでいることって何だろう」と、実行委員が地域からの声も参考にしながら一生懸命考えました。昨年度、好評だったものも加えて今回は22の分科会を用意しました。新しいテーマの分科会もいっぱい。きっと、興味をひく分科会が見つかるはず。詳細は要綱チラシをご覧ください。あいち学童保育研究集会、県連協HPでも閲覧可能です。

*12時～13時までお昼休憩となりますが、近くにお店がありません。ご持参頂くか、昼食の申し込みをお願いします。2月22日締めきりです。保育は先着50名までとなっていますのでご注意ください。参加証のはがきは忘れずご持参くださいね。

厚労省施策学習会を終えて 2019年度予算概要

1月20日午後2時～4時、日本福祉大学東海キャンパスにて厚生労働省（以下、厚労省）の青木さんをお招きし、愛知・三重・岐阜3県合同の施策学習会を行いました。参加者66人、県・市の自治体職員は合わせて11人のご参加があり、自治体の関心の高さを伺わせました。また愛知県議会議員の高木ひろしさん、森井元志さんにもお越し頂きました。



厚労省からは学童保育の全国的な状況を踏まえた上で、国の方向性、来年度の概算要求の詳細についてお話いただきました。制度改正の経緯についても説明がありました。

来年度予算は基本はほぼ昨年度通り、施設整備費の国の補助率かさ上げや処遇改善事業なども継続されます。

「新・放課後子ども総合プラン」の目標では学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施を目指すとしており、一体型として1万か所以上の実施を打ち出しています。

しかし、待機児童解消の手立てとして、（4年生以上）の居場所として一時的にはあれ、塾やスポーツクラブなどを挙げているのは危惧すべき点です。今後、入所する1年生の数だけでなく高学年が増えていくことを考えると待機児童は更に増えていきますが、安易な居場所づくりでない、子どもたちが安全で安心できる生活を念頭においた量の拡充が求められます。

また巡回アドバイザーやICT化促進の補助金など自治体に問い合わせすべきこともあります。事務負担の軽減は予算化されず今後も予算化を要望していく必要があります。基準の参酌化に合わせ自治体が条例を改定しないよう要望すると共に必要な予算化を働きかけていきましょう。

基準維持の国会請願取り組み署名も継続して取り組み、学童保育を守り発展させていきましょう。

以下、質問回答の一部をポイントとともに紹介します。

Q1. 基準の緩和に関して

①緩和された場合、基準の内容通り行っている学童保育の補助金にはどう影響するのか。

→再来年4月から自治体が緩和された場合の補助金は未定。基準通りやっていたら、現行通りの補助金。

②自治体で資格要件が緩和された場合、その自治体で「放課後児童支援員」になった人は、どのようなスタンスか。

→省令基準からみると、補助員2名配置でクラブを運営するとみなす。厚労省の定めた要件、認定資格研修の時間数などをクリアした者を支援員と認めており、自治体ごとの支援員資格が緩和され、省令基準より下回る場合は、補助員と認識。

③配置要件を緩和した自治体の緩和した部分の補助金はどうなるのか。例えば18:30以降1人と緩和した場合。

→未定、補助金の算定は検討する。

④児童福祉法の改正3年後を目途に戻したいという考えがあるのか？支援員の資格研修は各自治体任せか。

→資格研修はこのまま継続。実施主体は都道府県と政令指定

都市。各自治体で条例改定したかなど毎年実態調査を行い検証する。



Q2. 処遇改善事業について

①事務の簡素化は考えているのか。

→来年度はなし、現時点では変わらない。

②処遇改善事業は通常の運営費に組み込んでいかないのか。
→組み込んでいない。

Q3. 長期休暇対応の補助金は要件・額共に変わらないのか？
また、長期休暇対応の施策は、学童保育の施策とは別の施策にはなっていないのか。(一時保育のような施策)
→来年度も今年度と同じ。再来年度は検討。

Q5. ICT化の推進として50万円予算化されているが、規模的にどこまで浸透させる予定か。また、学童保育のどの部分(出欠、保育日誌他)をICT化したいのか。
→業務や安全確保など、ICT化が可能なクラブには積極的に進めたい。

*ICT化の推進にかかる予算は2018年度の補正予算扱いとなります。また補助率は国1/2、市町村1/4、事業者(学童保育所)1/4ですのでご注意ください。

Q6. 事務経費は予算化されるのか。また、どこまでの事務を想定しているのか。外部委託も可能なのか。
→予算要求したが、確保できず。今後も検討。

Q9. 新・放課後子ども総合プランと通常の施策の予算の違いはなぜか。
→新・放課後子ども総合プランができたことによって、予算化し易くなった。

①学校敷地内に学童保育施設をつくることを厚生労働省はどう考えているのか。

→学校は放課後、外に移動せず安全でいられる。実施主体に関わらず立場をこえて、放課後児童対策に言及、連携していくことが重要と考えている。

②余裕教室の場合、生活にふさわしい環境への変更をどう考えているのか。(専用トイレ・手洗い場・静養スペース等々の環境や、地域との関係)

→トイレや静養室などの確保は難しいが、相応しい環境を整えていく必要がある。

Q10. 15大知事会から要望が出ている、保育・幼児教育の「無償化」と同じく放課後児童健全育成事業の「無償化」についてどう考えているのか。

→利用料は自治体が決める。量の拡充を図るために新たな財源が必要で、無償化は困難である。

Q. 巡回アドバイザーについて

放課後児童クラブの質の向上として巡回アドバイザーを配置(補助率1/2 約406万円)とあるが、どんな想定をしているか。

→長年経験者、先生やOB、専門職、アドバイスができる市町村が認めた者になるのではないかと。今いる支援員よりアドバイスができる人、専門職の人もよいという意見もあるが市町村の考えによる。

Q. 子どもの居場所の確保について

①待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、4年生以上を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、居場所を確保すると書かれている。居場所さえ確保できればどこでも良いわけではないがどう考えているか。

→枠組みについては今後、決めていく。イメージとしては、4年生以上の待機が多いところで、放課後児童クラブをつくる場所がないなどの地域。どこにも居場所がないといった場合の一時的な受け皿を作る放課後児童対策の一環(学童保育ではない)としている。児童館などで小人数のランドセル事業をやっているのを見習って、塾やスポーツジムなどの空き場所を使う。本当に困っているところについての一時的な予算化、どれだけ底上げになるかは分からないが、学童保育ではない、あくまで一時的なもの。

②名古屋市の一時的に安全確保の場所としてのトワイライトスクールも認めるのか？

→今のところ、放課後こども教室は別枠で補助金を出しているため、対象にはできない、適当とは考えていない。

Q. 待機児童について

待機児童のカウント方法は自治体に任されているのか。

→市町村によって待機児童の考え方は違う。直接クラブに申し込みしていく場合は、市町村にお願いしているのは、直接申し込んで入れないお子さんはカウントするように、各クラブに聞き取りのお願いはしている。どこまで正確なのか、厚労省としては把握していない。

Q. 名古屋市はトワイライトスクール(放課後子ども教室)があり、待機児童はゼロと言われている。トワイライトは18時まで。どう考えているか？

→名古屋市に確認をしなければいけないが、本来であれば19時まで必要な子どもは待機児童になると思われる。トワイライトという放課後子ども教室あるから待機児童はないという考えは、良くない。

Q. 事務処理が制度改革についていけない。事務処理の軽減に関する助成金、ここはぜひ要望を継続してほしい。

→来年度も予算要求していく。

「日本の学童ほいく」
オススメ記事♪



2019年 1月号に
ほいく誌の記事を書いて

1月号に「母と支援力合わせて」と言う記事で投稿させてもらいました。

今回の記事を書くにあたって、子どもたちとの関わり方を改めて見直すことができ、自分自身としても自分がやってきたことを再確認する良い機会となりました。

民間の学童保育所は働いている父母が中心となって力合わせて子どもの成長を見守ります。今私が勤務している学童は受け入れ人数を増やすために新たな場所に移転します。そこでも引越先物の撤去作業を父母が土日の休みの日に交代で行っています。学童保育の暖かいところは父母と支援員そして子どもたちが強く深く絆とつながっていけるところだと改めて感じています。

(大府市 指導員)